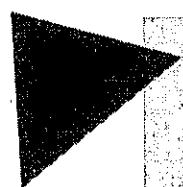


発達障害者支援に関する課題と取組の方向性



滋賀県障害者施策検討会
発達障害者支援検討委員会

平成26年3月

目 次

	ページ
1はじめに.....	1
(1)検討の背景 (2)検討部会設置の目的 (3)滋賀県障害者施策推進協議会との関係	
2 ライフステージに応じた支援の充実について.....	2
(1)乳幼児期について (2)学齢期について (3)成人期について	
3 生涯を通じて身近な地域で支援を行うための体制の充実について.....	11
(1)身近な地域での相談支援体制の充実について (2)人材の育成について (3)ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎについて (4)医療について (5)家族への支援について (6)強度行動障害のある発達障害者への支援について (7)矯正施設から退所する発達障害者への支援について (8)発達障害に対する理解の促進について (9)取組の優先順位付けや進捗状況等の確認について	
4 今後の取組の基本的方向性と重点的かつ早急に取り組むべき事項について…	14
5 最後に.....	16

資料:発達障害者支援法における国・県・市町等の役割の整理

検討の経緯

委員名簿

1. はじめに

(1) 検討の背景

- 平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、それまで障害者福祉制度の谷間に置かれて必要な支援が届きにくい状況にあった発達障害が法的に規定され、早期発見、早期の発達支援、教育・就労・地域生活に関する支援等を行うことが国及び地方公共団体の責務とされるとともに、平成22年には障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)や児童福祉法、平成23年には障害者基本法が改正され、障害者や障害児の中に発達障害の概念が含まれることとなった。
- こうした中で、平成24年度に文部科学省が実施した調査によると、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち6.5%に特別な教育的支援が必要であるとの結果(滋賀県の人口に換算すると約9万人)が出るなど、県内には多くの発達障害児・者が存在すると考えられる状況にある。
- また、発達障害は、近年社会的問題となっている虐待やニート・生活困窮につながる要因の一つとも言われており、対策を早期に講じないと今後ますます問題が大きくなるといった懸念もある。
- このような状況を踏まえ、発達障害児・者への支援については、各ライフステージに応じた対策を講じるとともに、継続的に一貫した支援を一層充実させていく必要があり、これからの大切な課題として取り組むべきである。
- こうしたことから、次期障害者計画、障害福祉計画(計画期間平成27年度～平成29年度)の策定にあたって、発達障害者支援を重点的に取り組むテーマとして位置付けるため、現状と課題の洗い出しや論点整理を行うとともに、充実すべき施策の方向性を明らかにするため、滋賀県障害者施策推進協議会の小委員会として発達障害者支援検討部会(以下「検討部会」という。)を設置し、3回にわたり検討を行うこととした。

(2) 検討部会設置の目的

- 発達障害児および発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るために、県内の発達障害者支援の現状を踏まえながら、今後の支援体制整備等の在り方について検討することを目的として、検討部会を設置する。

(3) 滋賀県障害者施策推進協議会との関係

- 本検討部会は滋賀県障害者施策推進協議会の小委員会として位置付けられているものであり、本検討部会において取りまとめた報告書については、滋賀県障害者施策推進協議会に引き継ぎ、今後の障害者計画、障害福祉計画の見直しや施策の具体化等の検討の際に活用することとする。

2. ライフステージに応じた支援の充実について

(1) 乳幼児期について

(検討の視点)

- ①早期発見について
- ②早期支援について

① 早期発見について

[現状と課題]

- 市町において実施している乳幼児健診は、発達障害の早期発見において大きな役割を担っているが、特に知的障害を伴わない発達障害について発見が難しい場合があり、早期に適切な支援を受ける機会を逃す可能性がある。
- 発達障害は乳幼児健診だけでは発見が難しい場合があり、その後に利用する保育所や幼稚園での早期発見が重要であることから、保育士や幼稚園教諭が気軽に相談できたり、支援を受けられる仕組みが必要である。
- 保護者が比較的早期に「育てにくさ」などにより発達障害を疑っていても、相談を躊躇したり、障害の受容が難しい場合がある。

取組の視点

- 乳幼児健診での発達障害の早期発見を進める。

[委員から出された具体的な意見]

保健師等の母子保健関係者に対する研修の充実や、共通のチェックリストの導入による発見の精度を高めるとともに、「育てにくさ」を感じている保護者に対する相談支援の充実。

- 保育所・幼稚園での発達障害の早期発見を進める。

[委員から出された具体的な意見]

保育士・幼稚園教諭に対する発達障害に関する研修の実施や、市町で設置している発達支援センターや療育教室からの巡回支援の充実。

- 保護者の気づきや不安に寄り添い、適切な支援につなげる取組を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

早期に適切な支援を受けることができるよう、パンフレットやホームページ等を活用した子育て支援に関する情報の提供を充実させるとともに、当事者の立場での相談支援を行うペアレンツメンターの養成と活動支援を実施。

② 早期支援について

[現状と課題]

- 療育教室や保育所・幼稚園において発達障害児に対する支援の専門性を高めることが求められている。
- 療育教室を利用している発達障害児の多くは、保育所や幼稚園を並行利用していることから、それぞれの機関が情報の共有を図り、一貫した支援を提供することが求められている。
- 療育教室や保育所・幼稚園での支援を小学校等につなぐ取組が必要である。
- 現在、小児保健医療センター療育部が療育教室に対する技術的な支援を行うなど、県内の障害児支援の中核的な役割を担っているが、その機能の強化が求められている。

取組の視点

- 市町の療育教室や保育所・幼稚園での支援の専門性を高める。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害児への療育技術を学ぶ研修会の実施。

- 乳幼児期の支援を小学校等につなぐ取組を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

他県での取組を参考に、モデル的に療育教室や保育所・幼稚園・小学校で共通のアセスメントシートを導入することや、教育関係者と共同で個別の指導計画等を作成するとともに、支援を引き継ぎ継続させるための取組の実施。

- 主に市町で実施されている乳幼児期の発達障害児への療育に対する県の支援を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

療育教室や保育所等を支援する拠点機能の在り方についての検討。

(2) 学齢期について

(検討の視点)

- ① 発達障害のある児童生徒への支援について
- ② 個別の教育支援計画作成の推進等について
- ③ 地域の各学校への支援について
- ④ 高等学校における特別支援教育の推進について
- ⑤ 発達障害のある不登校児童生徒への支援について
- ⑥ 学校以外の生活の場における支援について

① 発達障害のある児童生徒への支援について

[現状と課題]

- 発達障害のある児童生徒への支援の質の向上が課題である。
- 学齢期において、目立って課題となる行動が見られない児童・生徒については支援の対象とならず、成人期において課題が生じる事例がある。

取組の視点

- 全ての教職員に対する研修の充実を図る。
[委員から出された具体的な意見]
発達障害のある児童生徒への指導力を向上させるための研修の充実。

② 個別の教育支援計画作成の推進等について

[現状と課題]

- 個別の教育支援計画を作成している学校数について、平成24年9月の文部科学省の調査によれば小学校で86.4%、中学校で90%、高等学校で46.9%となっており年々増えているが、今後は対象児童生徒に対する作成の割合を高めるとともに、早い段階から将来を見通した支援につながるように、その内容の充実を図る必要がある。
- 在籍校と進学先の学校間で個別の教育支援計画の引継ぎが行われているが、進学先の学校に必要な情報が十分に伝わっていない場合がある。
- 発達障害のある児童生徒を含めた特別支援学校卒業者の進路について、就労系の障害福祉サービスの利用を希望する場合、まずは就労移行支援事業等を利用し、一般就労が困難かアセスメントを行った上で、それが困難な場合に就労継続支援B型事業を利用する事が原則とされているが、アセスメントを適切に行うための体制が整備されていない。

取組の視点

- 個別の教育支援計画の作成を促進するとともに、その内容の充実を図る。
[委員から出された具体的な意見]

個別の教育支援計画の他機関との共同作成を進めるため、福祉や労働だけでなく、医療や保健分野の関係機関が必要に応じて学校からの協力要請に対して随時対応できる仕組みをモデル的に作ることや、多職種で作成・支援を実施している事例について学ぶための研修を実施。

- 学校間で支援に必要な情報を確実に引き継ぐとともに、保護者が学校と相談できる関係性も引き継ぐことにより、保護者が将来の見通しを持てるようとする。

[委員から出された具体的な意見]

一部の圏域で実施されている中学校と高等学校間で対象児童生徒の個別の教育支援計画を引き継ぐ取組について、他圏域に拡大。

- 発達障害のある児童生徒への適切な進路指導に向けた支援を進める。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害のある児童生徒を含めた特別支援学校卒業者の進路指導にあたって、一般就労ではなく就労系の障害福祉サービスの利用を児童生徒が希望する場合、相談支援事業所での計画相談による一次アセスメント、就労移行支援事業所等での二次アセスメントを通して決定される体制の整備。

③ 地域の各学校への支援について

[現状と課題]

- 地域の各学校において、特別支援教育を推進するため、専門的観点からの助言等が求められている。

取組の視点

- 特別支援教育の推進のため、地域の小・中学校等への支援を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

特別支援学校のセンター的機能や、県総合教育センターの相談業務等の活用の推進。

④ 高等学校における特別支援教育の推進について

[現状と課題]

- 発達障害のある生徒への気づきと指導力の向上が課題である。
- 高等学校入学時点から医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した支援を進める必要がある。
- 学習指導要領により決められたカリキュラムの中では、生徒の自己理解を深めるための授業や、社会的スキル等の社会生活上に必要な技能を習得するための授業の実施が困難である。

- 県内の高等学校においては原則として、障害者手帳を所持している場合を除いて、企業訪問や企業研修を実施できないため、本人の希望や適性に沿った就職支援の実施が困難である。

取組の視点

- 発達障害のある生徒への指導力の向上を図る。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害のある生徒への気づきと指導力の向上のため、教職員に対する研修の充実や、圏域単位で高等学校に巡回助言を行うアドバイザー(特別支援教育コーディネーターを活用)の配置を検討。

- 高等学校入学時点から医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した支援を進めるための取組を進める。

[委員から出された具体的な意見]

特別支援教育コーディネーター連絡会等を活用した関係機関との連携促進。

- 社会的自立を進めるため、発達障害の特性に応じた授業の実施を検討する。

[委員から出された具体的な意見]

社会的自立を図るため、自己理解を深めたり、社会的スキルを習得するための授業が柔軟に実施できる方法の検討や通級指導のあり方を研究。

⑤ 発達障害のある不登校児童生徒への支援について

【現状と課題】

- 不登校児童生徒の中に発達障害のある児童生徒が含まれている場合もあり、長期のひきこもりや二次的障害につながる可能性もあることから、早期の対応が必要である。

取組の視点

- 発達障害のある不登校児童生徒への支援を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

教育委員会が実施する不登校対策と健康福祉部が実施しているひきこもり支援対策、子ども若者支援対策との連携を進めるとともに、関係する支援機関での情報の共有や事例検討等による早期介入・支援を実施。

⑥ 学校以外の生活の場における支援について

【現状と課題】

- 放課後児童クラブや放課後等デイサービス等において発達障害の特性に合わせた支援ができていなかったり、学校との連携が不十分な実情がある。

取組の視点

- 放課後児童クラブや放課後等デイサービス等の学校外での発達障害のある児童生徒への支援を充実させる。

[委員から出された具体的な意見]

放課後児童クラブや放課後等デイサービス等の職員に対する研修の実施や、学校との連携を進めるため個別の教育支援計画の作成への参画を進める取組を検討。

(3) 成人期について

(検討の視点)

- ① 支援サービスの充実について
- ② 当事者活動の充実について
- ③ ひきこもりの状態にある発達障害者への支援について

① 支援サービスの充実について

[現状と課題]

- 知的障害を伴わない発達障害者の中には、長期間ひきこもりの状態にある事例や虐待を受けてきた事例、精神科病院への入退院を繰り返している事例など、生活の再構築が必要な場合があり、保護や訓練などを行う支援の枠組みについて検討することが必要である。
- 社会生活を送る上で求められる対人関係や生活上の基本的な技能が身についておらず、生活面または就労面で困難を抱えている人が多い。
- 知的障害を伴わない発達障害者の特性に合わせた生活面の支援や就労に向けた訓練を行う支援サービスは全国的に未確立の状況にある。
- 若年未就職者の中に発達障害者が含まれている可能性がある。
- 知的障害を伴わない発達障害者の中には、福祉サービスを利用するに抵抗がある場合もあり、労働施策の中での支援について検討が必要である。
- 企業の発達障害に対する理解が進んでいない状況にある。

取組の視点

- 様々な課題を抱えていることから、生活の再構築が必要な知的障害を伴わない発達障害者に対する支援の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

生活の再構築が必要な知的障害を伴わない発達障害者に対して、保護・訓練などを行う支援の枠組みについて、県立信楽学園等の既存の県立施設の活用を含めて検討を実施。

- 障害福祉施策における知的障害を伴わない発達障害者への障害特性を踏まえた支援の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害者に対する生活面や就労面で必要なスキルの習得機会の提供を行うとともに、事業実践に基づき、効果的な支援プログラムや事業所認証制度の研究開発を行い、成果を他の障害福祉サービス事業所に波及。

- 若者支援施策において、発達障害があることが確定しておらず、疑いの段階にとどまる者への支援の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

地域若者サポートステーションやひきこもり支援センター、発達障害者支援センターとの連携を進め、障害が確定していない段階からの支援を充実。

- 労働施策における発達障害者への支援の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

労働施策の中での発達障害者に特化した支援サービスの検討や、企業の発達障害に対する理解を進めるための取組を実施。

② 当事者活動の充実について

[現状と課題]

- 当事者同士が情報交換を行う交流の場がない。

取組の視点

- 当事者間の交流を支援する。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害者を支援するそれぞれの支援機関において、当事者が交流するための場づくりを検討。

③ ひきこもりの状態にある発達障害者への支援について

[現状と課題]

- 平成24年度に滋賀県ひきこもり支援センターで継続支援を実施した利用者のうち、約8割に発達障害の診断もしくは疑いがあった。

- 保健所とひきこもり支援センター、発達障害者支援センターとの役割分担、連携を進める必要がある。

取組の視点

- ひきこもりの状態にある発達障害者の支援の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

障害者医療福祉相談モールの機能を活かし、ひきこもり支援センターと発達障害者支援センター、地域若者サポートステーション等の関係機関の連携を促進するとともに、保健所の機能を活用した圏域単位の相談支援体制の充実。

3. 生涯を通じて身近な地域で支援を行うための体制の充実について

(1) 身近な地域での相談支援体制の充実について

[現状と課題]

- 発達障害者支援センターへの相談支援件数(特に学齢後期から成人期)が年々増加しており、より身近な地域で専門的な相談支援を受けることができる体制の整備を進める必要がある。
- 市町において、発達支援室や発達支援センター等が19市町のうち16市町において設置されている。
- 福祉圏域において、発達障害者支援ケアマネージャーを7圏域のうち5圏域において配置している。

取組の視点

- より身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう役割分担を明確にした取組を進める。

[委員から出された具体的な意見]

一次的な相談支援については基本的に市町や福祉圏域において実施することとし、発達障害者支援センターについては、市町や福祉圏域の相談支援機関等に対する人材育成や困難事例への対応を行うための後方支援機関としての位置付けを明確にするとともに、その専門性や機能を強化。

(2) 人材の育成について

[現状と課題]

- 適切な支援を行うため、各ライフステージに関わる支援者の支援技術の向上を図る必要がある。
- 人材育成にあたっては、福祉分野に限らず医療・保健・教育・労働等の各分野の支援者について、その役割分担と育成の目的を明確にして取り組むべきである。
- 各支援機関がそれぞれ多様な研修を各自で実施しているが、それらの研修を体系的・段階的に実施する必要がある。

取組の視点

- 発達障害者への支援に関わる人材育成の充実を図る。

[委員から出された具体的な意見]

既存の様々な研修を整理し、家族も含めた支援者の役割や経験に応じて体系的、段階的に研修を再編するとともに、支援者が目的に合わせた研修

や福祉、教育、労働の各分野の研修を分野を超えて受けることができるよう、研修情報のデータベース化を行い、幅広く関係者に情報発信を実施。

(3) ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎについて

[現状と課題]

- 各ライフステージを通じて情報をつなぐツールである相談支援ファイルが各圏域で作成されているが、記入欄が多く保護者の負担が大きいことや、個別の教育支援計画等の写しを保護者に渡さないケースがあることも活用が進まない理由となっている。

取組の視点

- ライフステージ移行時に情報が円滑に引き継がれるよう相談支援ファイルの活用を促進する。

[委員から出された具体的な意見]

県において相談支援ファイルの活用実態の把握や、個別の教育支援計画の写しを保護者に渡すことなどを含め、統一的な活用の周知を実施。

(4) 医療について

[現状と課題]

- 二次障害と区別して発達障害について適切に診断できる医師・医療機関が不足しており、受診までの待機時間が長期化している状況がある。
- 診断後の医療機関と支援機関との連携が適切な支援のために重要である。

取組の視点

- 発達障害の診断、診療ができる医師・医療機関を確保する。

[委員から出された具体的な意見]

小児科医や精神科医を対象とした診療に関する研修や、医師会等と協力し、地域の開業医と連携した診療の仕組みや、療育教室や学校、通所施設などに専門医が訪問してスタッフとのケース検討を通じて診断を行い、早期支援を促進させるとともに、支援において高い専門性が必要なケースを医療機関につなぐ仕組みづくりを検討。

(5) 家族への支援について

[現状と課題]

- 発達障害児・者の支援を進めるに当たっては、父母だけではなく兄弟姉妹、祖父母等の家族も視野に入れた支援を実施することが必要である。

- 発達障害児の父母は障害受容や育児等について不安を抱えている場合が多いことから、適切な支援に早期につなぐため、その支援を充実させる必要がある。
- 子育て支援の観点で父母が子どもへの関わり方について学べる機会と、レスパイト的な支援の両面を充実させる必要がある。
- 家族が支援に必要な情報を早期に入手できるようインターネット等を活用した情報発信を進める必要がある。
- 虐待の背景として、発達障害が関連している場合があることも指摘されており、子育て支援関係者に対する発達障害への理解を進める必要がある。

取組の視点

- 発達障害児・者の家族への支援の充実を図る。
[委員から出された具体的な意見]
発達障害児・者の家族が当事者同士で悩みを相談できる場づくりなど、家族への支援のあり方を検討。
- 子育て支援の充実を図る。
[委員から出された具体的な意見]
適切な子育て支援につなげるためペアレントトレーニング等の研修の実施や当事者の視点から保護者に寄り添うことができるペアレントメンターの活動支援、支援情報の集約と発信を実施
- 子育て支援関係者に対する発達障害への理解を深める。
[委員から出された具体的な意見]
子育て支援関係者に対する発達障害の理解を促進するための研修会の実施や、要保護児童対策地域協議会を活用した発達障害に対する理解の促進。

(6)強度行動障害のある発達障害者への支援について

[現状と課題]

- 強度行動障害のある発達障害者については、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されている。

取組の視点

- 強度行動障害のある発達障害者への支援の充実を図る。

(7)矯正施設から退所する発達障害者への支援について

[現状と課題]

- 矯正施設からの退所者に障害者が多数存在することが指摘されているが、その中に発達障害者が含まれていると言われており、その支援が課題である。

取組の視点

- 矯正施設を退所する発達障害者をはじめとする障害者の地域移行支援の充実を図る。

(8)発達障害に対する理解の促進について

[現状と課題]

- 発達障害への理解は進みつつあるが、より一層啓発を進める必要がある。

取組の視点

- 発達障害をはじめとする生きづらさを感じる人々の多様性を認め合うことのできる社会の実現をめざし、発達障害に関する県民の一層の理解促進を図る。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害児・者や家族が安心して生活できる地域づくりを推進するため、発達障害に関して基本的な知識を持ち、地域や職場、学校等において発達障害のある人や家族を支え、発達障害者とのコミュニケーションを円滑にする役割を担う発達障害サポーターの養成や、世界自閉症啓発デー等における啓発活動の実施。

また、様々な行政上の取組において、他の障害と区別して発達障害のカテゴリーを設けるなど、発達障害者への配慮が図られるよう、関係部局に対して発達障害についての周知・啓発を実施。

(9)取組の優先順位付けや進捗状況等の確認について

[現状と課題]

- 発達障害者支援に関して取り組むべき課題はライフステージや分野横断的に多岐にわたっている。
- 発達障害者支援に関する取組について、その効果や進捗状況を定期的に把握する場がない。

取組の視点

- 発達障害者支援に関して、優先順位をつけて取り組むとともに定期的に進捗状況や効果の把握を行う。

[委員から出された具体的な意見]

発達障害者支援体制整備検討会等において、発達障害者支援に関する取組についての進捗状況や効果を把握。

4. 今後の取組の基本的方向性と重点的かつ早急に取り組むべき事項について

滋賀県における発達障害児・者支援の現状と課題や取組の視点について、前述のとおり、「ライフステージ」や「生涯を通じて身近な地域で支援を行うための体制の充実」といった視点で検討を行い、各委員より多様な観点から今後の取組を進める上で有益な提言がなされた。

この検討の結果については、滋賀県障害者施策推進協議会等に引き継ぐこととしており、すべての項目について取組を検討されることが望ましいが、本検討部会として、発達障害児・者への支援を進める上で今後取り組むべき基本的方向性と、それに基づいて重点的かつ早急に取り組むべき事項について、以下のとおり整理した。

取組の基本的方向性 ①

発達障害児・者を理解し支える身近な人の輪を広げる取組の推進

○ 「発達障害センター」(仮称)の養成

発達障害児・者が安心して生活できる地域づくりを進めるためには、より身近な地域社会等において発達障害に対する理解を一層広げることが重要である。

このため、地域社会、学校、職場等において、発達障害を理解し、周囲にわかりやすく説明することのできる「発達障害センター」(仮称)を養成し、例えば、職場にいるセンターがジョブコーチと連携しながら、上司と発達障害を有する部下の間のコミュニケーションのズレを調整する役割を担うことなどにより、発達障害者が円滑なコミュニケーションをとれる環境を作っていくべきである。

取組の基本的方向性 ②

一般的な支援(指導)の中での早期発見と早期支援の推進

○ 支援プログラムや支援の仕組みの標準化・普及

発達障害児・者に対する効果的な支援プログラムは未確立であるとともに、支援の仕組みにも地域差が生じている状況にある。

このため、支援プログラムや支援の仕組みの標準化や普及を図ることにより、県内どこでも一定水準の支援を早期に受けることができるよう、以下の取組を進めることが必要である。

- ・乳幼児健診における早期発見のためのチェックリストの標準化と普及
- ・地域の開業医と専門医が連携した発達障害の診断、診療の仕組みや、専門医が療育教室等の地域を巡回して早期支援を促進する仕組みの検討
- ・県が現在実施している発達障害者自立生活支援システム構築事業(通称:ジョブカレ)により開発する障害福祉サービス事業所に対する専門支援プログラムの普及と、一定の支援水準を有する事業所を認証する仕組みの制度化
- ・高等学校において自己理解や社会的スキル習得など発達障害に即した内容

で柔軟に授業を行う方法の検討や通級指導のあり方を研究

○ 発達障害に関する各分野の研修の体系化とデータベース化

保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野において、発達障害児・者への支援技術の向上を目的とした様々な研修が行われているが、各分野の相互理解を図るとともに、貴重な研修の機会をより多くの人が受けられるようにするため、これらの研修を体系化し、データベース化することにより、分野や職種を超えて研修を受講することができる仕組みを構築すべきである。

取組の基本的方向性③

発達障害児・者に特化した専門サービスの充実

○ 生活の再構築が必要な知的障害を伴わない発達障害児・者に対して保護・訓練を行う入所型サービスの検討

発達障害児・者への支援については、相談支援について体制の整備が進められているが、発達障害者に特化した具体的な支援サービスは全国的にも未整備の状況にある。特に、知的障害を伴わない発達障害者の中には、長期間ひきこもりの状態にある事例や虐待を受けてきた事例、精神科病院への入退院を繰り返している事例など、生活の再構築が必要な場合がある。

こうした実態を踏まえて、複雑な課題を抱えている発達障害者に対して、保護的な環境の中で生活の再構築を含めた訓練を行う専門の入所型サービスについて、既存の県立施設の活用を含めて検討をすることが必要である。

取組の基本的方向性④

取組の分野やライフステージをつなぐ切れ目のない支援の推進

○ 多分野の支援者が連携・共同を進めるためのツールや仕組みの開発・普及

発達障害児・者に対する支援がライフステージごとに途切れてしまう実態があることから、継続的な支援を実現するため、支援者間の連携・共同を促進するツールや仕組みとして、以下の取組を進めることが必要である。

- ・療育教室、保育所、幼稚園、小学校における共通のアセスメントシートの導入の検討
- ・個別の教育支援計画を学校と他機関が共同して作成する取組を進めるため、福祉や労働だけでなく医療や保健分野の関係機関も教育支援計画の作成に協力し、必要に応じて就労アセスメントや計画相談も含めて共同で実施する取組のモデル的な実施
- ・一部圏域で実施している中学校卒業時における中学校と高等学校間で個別の教育支援計画を引き継ぐ取組の普及
- ・相談支援ファイルの活用をより一層普及させるための実態把握や活用方法の標準化の検討

5. 最後に

発達障害については、ライフステージに応じて医療・保健・福祉・教育・労働等の多様な分野が連携して継続的な支援を実施することにより、社会生活に必要な技能の向上を図り、適切な人間関係を構築するとともに、二次的な障害の発生を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果が期待できる。

そのため、本検討部会では、早期発見から適切な支援を行っていくために必要な身近な地域での体制の整備と、これまで発達障害の理解に基づく適切な支援を受けることができず、社会生活において困難を抱えている発達障害者への支援の方向性について検討・整理を行った。

県においては、今後、この検討結果を踏まえ、関係部局間の連携をより一層強化するとともに、引き続き発達障害者とその家族を支援していく具体的な仕組み作りを進めるため、本報告を滋賀県障害者施策推進協議会等に引き継ぐことにより、次期の障害者計画、障害福祉計画に反映させて、具体かつ効果的な施策につなげていくことが求められる。また、その際には、福祉担当部局だけでなく、教育分野や労働分野の担当部局と三位一体になって、県組織全体で取り組んでいくことが不可欠である。

なお、計画への反映や施策化にあたっては、取組の優先順位を決め、実施スケジュールを明確にするとともに、定期的なモニタリングにより取組の進捗や効果を確認することも重要である。また、発達障害に特化して取り組むべき課題と、他の障害にも共通する課題を分別・整理しながら、それぞれに対して効果的な施策を実施していくことも必要である。

滋賀県では、これまで県独自の取組として、福祉圏域ごとに相談支援機関を設置し体制の充実を図る「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」や、全国的にみても先駆的な取組として生活面と日中面の一体的な支援を行う「発達障害者自立生活支援システム構築事業」などに取り組んできたところであるが、この報告書によって、これらの事業がより一層展開されたり、新たな県独自の施策化につながったりすることにより、発達障害があっても身近な地域で安心して生活できる滋賀県づくりに資することを期待するものである。

(参考)発達障害者支援法における国・県・市町等の役割の整理

(国及び地方公共団体の責務)		国	県	市町	その他
第3条	発達障害の早期発見のため必要な措置	○	○	○	
	発達障害児に対する就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるための必要な措置	○	○	○	
	医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備	○	○	○	
(国民の責務)		国	県	市町	その他
第4条	国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力				○
(児童の発達障害の早期発見等)		国	県	市町	その他
第5条	・乳幼児健診における発達障害の早期発見			○	
	・就学時健診における発達障害の早期発見			○ (教育委員会)	
	・児童の発達障害の早期発見のための相談支援等			○	
	・児童の発達障害の早期発見に関する市町村に対する必要な技術的援助	○			
(早期の発達支援)		国	県	市町	その他
第6条	・発達障害児が早期の発達支援を受けるための相談支援等			○	
	・発達障害児が早期の発達支援を受けるために必要な体制の整備及び発達支援の専門性を確保するための必要な措置		○		
(保育)		国	県	市町	その他
第7条	保育の実施における発達障害児の健全な発達を図るための配慮			○	
(教育)		国	県	市町	その他
第8条	・障害の状態に応じた適切な教育的支援、支援体制の整備等	○	○	○	
	・大学及び高等専門学校における障害の状態に応じた適切な教育上の配慮				○
(放課後児童健全育成事業の利用)		国	県	市町	その他
第9条	放課後児童健全育成事業における発達障害児の利用の機会の確保を図るために必要な配慮			○	
(就労の支援)		国	県	市町	その他
第10条	・発達障害者の就労を支援するための体制の整備、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携確保による発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保		○		
	・就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるようにするための必要な措置		○	○	
(地域での生活支援)		国	県	市町	その他
第11条	発達障害者に対する社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、地域において生活を営むべき住居の確			○	

	保その他必要な支援			
(権利擁護)		国	県	市町
第12条	発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援	○	○	○
(発達障害者の家族への支援)		国	県	市町
第13条	児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対する相談及び助言その他の支援		○	○
(発達障害者支援センター等)		国	県	市町
第14条	発達障害者支援センターの設置		○	
(専門的な医療機関の確保等)		国	県	市町
第19条	専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所の確保 上記の医療機関の相互協力の推進、医療機関に対する発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助		○	
(民間団体への支援)		国	県	市町
第20条	発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るための配慮	○	○	○
(国民に対する普及及び啓発)		国	県	市町
第21条	発達障害に関する国民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動	○	○	○
(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)		国	県	市町
第22条	医療又は保健の業務に従事する者に対する発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発	○	○	○
(専門的知識を有する人材の確保等)		国	県	市町
第23条	医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員における発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、発達障害に対する理解を深め、専門性を高めるための研修等必要な措置	○	○	○
(調査研究)		国	県	市町
第24条	発達障害者の実態の把握、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究	○		

検討の経緯

○ 第1回検討部会（平成26年1月31日）

主な検討内容：乳幼児期、学齢期に係る現状と課題について

出席委員：井深 允子委員、牛谷 正人氏（オープスペースがーと副理事長、北岡委員代理）、北野 誠一委員、口分田 政夫委員、倉本 義則委員、中島 秀夫委員、西谷 淳委員、山口 比呂美委員

オブザーバー：高原 伸幸氏（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官、辺見氏代理）

○ 第2回検討部会（平成26年2月21日）

主な検討内容：成人期に係る現状と課題について

出席委員：井深 允子委員、牛谷 正人氏（オープスペースがーと副理事長、北岡委員代理）、北野 誠一委員、口分田 政夫委員、芝岡 直美委員、中島 秀夫委員、山口 比呂美委員

オブザーバー：高原 伸幸氏（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官、辺見氏代理）

○ 第3回検討部会（平成26年3月24日）

主な検討内容：①当事者からのヒアリング

②ライフステージをまたぐ個別課題について

③発達障害者支援検討部会報告書（案）について

出席委員：井深 允子委員、牛谷 正人氏（オープスペースがーと副理事長、北岡委員代理）、北野 誠一委員、倉本 義則委員

芝岡 直美委員、中島 秀夫委員、西谷 淳委員、

オブザーバー：高原 伸幸氏（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官、辺見氏代理）

委員名簿

井深 允子 滋賀県発達障害者支援センタースーパーバイザー

北岡 賢剛 滋賀県社会福祉事業団理事長
オープンスペースがーと理事長

座長 北野 誠一 滋賀県障害者施策推進協議会会長
内閣府障害者政策委員会委員

口分田 政夫 びわこ学園医療福祉センター草津施設長

倉本 義則 京都女子大学発達教育学部児童学科教授

芝岡 直美 滋賀障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー

副座長 中島 秀夫 滋賀県障害者自立支援協議会事務局長

西谷 淳 甲賀市教育委員会学校教育課課長補佐

山口 比呂美 滋賀県立八幡商業高等学校教諭

(オブザーバー)
辺見 聰 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



